

議案第 37 号

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を
制定するについて

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を、次のとおり改正す
るものとする。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「が、当該」を「が当該」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第12項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条第4項の改正規定及び次項の規定 令和4年7月1日

(2) 第10条第11項第5号の改正規定 令和4年10月1日
（経過措置）

2 改正後の第10条第4項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に同条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(提案理由)

雇用保険法及び職業安定法の一部改正に伴い、所要の改正を行う
ものであります。